



大阪府の企業立地優遇制度

製造業者が工場、研究所等の家屋又はその敷地となる土地を取得する際に、一定の要件を満たす場合は、大阪府企業立地優遇制度（不動産取得税の軽減、府内投資促進補助金など）がご利用になれます。

詳しくは、大阪府のホームページをご覧ください。🏠



【問い合わせ先】

〒559-8555

大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25F

大阪府 商工労働部 成長産業振興室 国際ビジネス・スタートアップ支援課

TEL:06-6210-9406

大東市の工業地域

- 太子田三丁目の一部 ○ 新田西町の一部 ○ 新田中町の一部
- 新田旭町の一部 ○ 新田北町 ○ 新田境町 ○ 御領二丁目
- 御領三丁目の一部 ○ 氷野二丁目の一部 ○ 氷野三丁目の一部
- 氷野四丁目 ○ 南郷町の一部

大東市の準工業地域

- 野崎一丁目の一部 ○ 野崎四丁目の一部 ○ 寺川一丁目の一部
- 寺川三丁目の一部 ○ 中垣内一丁目の一部 ○ 中垣内四丁目の一部
- 中垣内五丁目の一部 ○ 中垣内六丁目の一部 ○ 中垣内七丁目の一部
- 平野屋一丁目の一部 ○ 平野屋二丁目の一部 ○ 平野屋新町
- 南新田一丁目の一部 ○ 南新田二丁目 ○ 泉町二丁目の一部
- 深野南町の一部 ○ 曙町の一部 ○ 扇町の一部 ○ 三洋町 ○ 諸福三丁目の一部
- 諸福四丁目の一部 ○ 諸福五丁目の一部 ○ 諸福七丁目の一部
- 諸福八丁目の一部 ○ 新田本町の一部 ○ 新田西町の工業地域を除く全部
- 新田中町の工業地域を除く全部 ○ 新田旭町の工業地域を除く全部
- 緑が丘二丁目の一部 ○ 谷川二丁目の一部 ○ 三箇二丁目の一部
- 三箇四丁目の一部 ○ 御領一丁目 ○ 御領三丁目の工業地域を除く全部
- 御領四丁目 ○ 大東町の一部

※ 物件が対象地域内かはお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒574-8555

大東市谷川1丁目1番1号 大東市 産業・文化部 産業経済室

TEL:072-800-6258（直通） FAX:072-870-9608 E-mail: sangyo_ki@city.daito.lg.jp

大東市



企業立地促進補助制度のご案内

大東市では、市内事業者や市内で新規立地を検討されている事業者を支援するため、大東市企業立地促進補助金制度を設けています。

この制度は、市内の産業集積地である工業地域・準工業地域において、新たに工場等を立地（土地の取得又は賃借、建物の新設・増設・建替え又は賃借）する事業者に対して補助金を最長5年間交付します。

令和8年度より、大東市内に事業所を有しない事業者に対して、新たに取得した設備に対する補助金を追加しました。

対象業種

- 製造業 ○ 運輸業・郵便業 ○ 情報通信業 ○ 卸売業

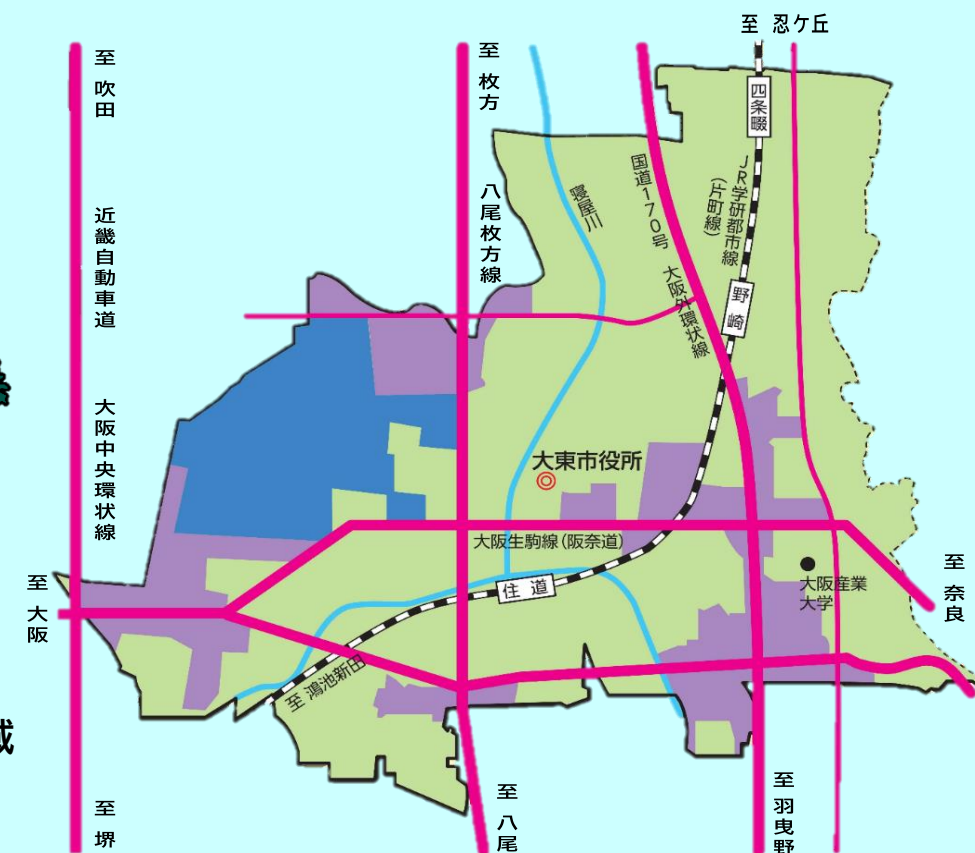
対象地域

本市内の工業地域・準工業地域（該当地域の詳細は最終ページ参照）

（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定）



- 工業地域
- 準工業地域



対象事業者と要件

土地・建物の
賃借でも O.K.

- ① 新たに敷地面積が 100 m²以上の土地を取得した事業者
- ② 延べ床面積が 100 m²以上の事業所を新設又は増設した事業者
- ③ 建て替えした後の延べ床面積が 100 m²以上の事業所を有する事業者
- ④ 新たに敷地面積 100 m²以上の土地を賃借した事業者
- ⑤ 新たに床面積 100 m²以上の事業所を賃借した事業者
- NEW** ⑥ 本市に事業所を有しない事業者のうち、合計金額 2,000 万円以上の設備を取得した事業者

100 m²から
補助対象!

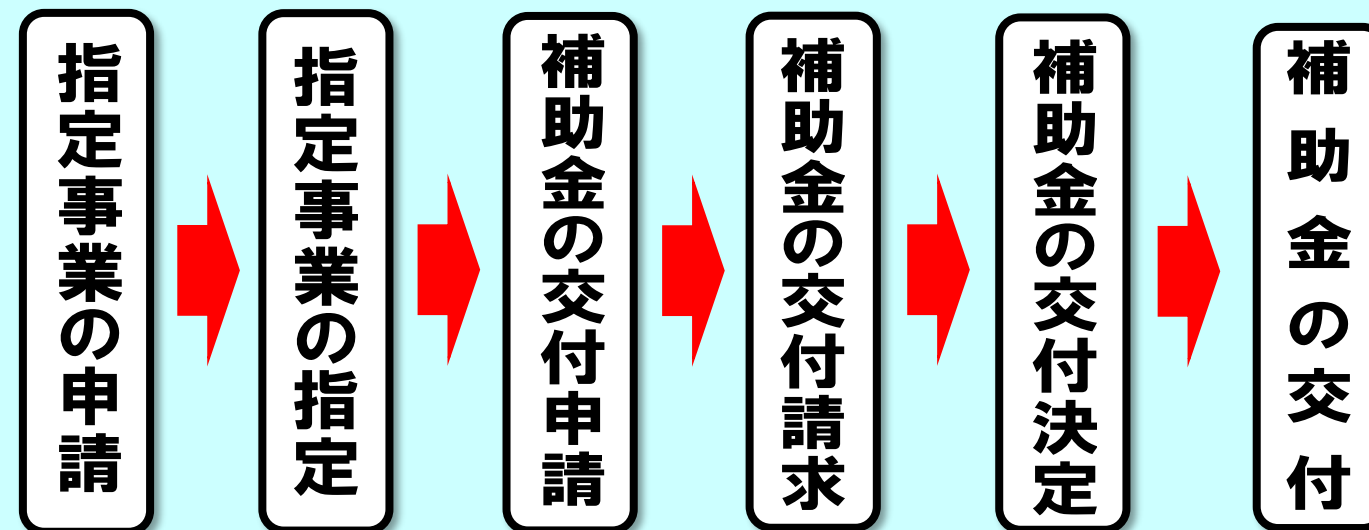
区分	要件
①②③ ④⑤	- 事業の用に直接供する土地又は建物であること - 対象となる土地又は建物を他の法人又は個人に賃貸していないこと
⑤	賃借した建物の建築面積が 100 m²以上であること
⑥	- 本市内に事業所を有しない事業者であること - 事業の用に直接供する設備であること ②（増設を除く）又は⑤に該当する事業者であること
①～⑥ 共通	- 市税の滞納がない事業者であること - 暴力団の利益にならないこと

補助内容

区分	補助金額	期間
①②③	固定資産税及び都市計画税相当額の 1/2	最長 5 年間
④⑤	土地の敷地面積又は建物の建築面積に以下の額を乗じた相当額 工業地域: 300 円 /m ² 準工業地域: 200 円 /m ²	最長 5 年間
⑥	固定資産税相当額の 1/2	最長 3 年間

※ 1 事業者当たり 1 年度 1,000 万円を限度。5 年間で最大 5,000 万円

手続きの流れ



毎年度手続きが必要！（最長 5 年）

	区分	提出が必要な書類
指定申請時	①～⑥ 共通	- 大東市企業立地促進補助対象指定申請書（様式第 1 号） - 同意書（様式第 2 号） - 市長が必要と認める書類
	② ③	- 建築基準法第 6 条第 1 項の確認済証又は第 6 条の 2 第 1 項の規定により交付を受けた確認済証の写し - 建築基準法第 6 条第 1 項又は同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請を行ったときに添付した付近見取図、配置図及び平面図の写し
	④ ⑤	土地又は事業所の賃借に係る賃貸借契約書の写し
	⑥	償却資産一覧表及び当該償却資産一覧表に記載のある設備を購入したことが分かる書類
交付申請時	①～⑥ 共通	- 大東市企業立地促進補助金交付申請書（様式第 5 号） - 同意書（様式第 2 号） - 市長が必要と認める書類
	⑥	指定を受けた設備に係る償却資産申告書（種類別明細書を含む。）の写し

申請書等の様式は
大東市ホームページ
からダウンロード
できます。



交付申請、交付請求
は電子申請システム
でも、申請できます。
※ ID 登録が必要です
(指定申請はできません)

